

## 建築士講習のご案内

# 建築士定期講習

改正建築士法により義務化された建築士定期講習は、対象資格の取得、もしくは定期講習を受講した翌年度4月1日から起算して、3年以内に受講する必要があります。

平成30年度は平成27年度に資格を取得、もしくは定期講習を受講した方が3年の期限を迎えます。

今年度受講された方の次回受講期限は、何月に受講しても平成33年度末となります。年度末は混雑が予想されますので、早めの受講をお願いします。

### 平成30年度の講習予定

定期講習(一級、二級、木造合同開催 ※修了考査は資格種類ごと)

2018年 5月19日(土)	2019年 1月19日(土)
2018年 7月 7日(土)	2019年 2月16日(土)
2018年 10月 6日(土)	2019年 3月16日(土)
2018年 11月10日(土)	
2018年 12月15日(土)	

# 管理建築士講習

改正建築士法により、建築士事務所に配置される管理建築士は、法定業務に3年以上従事した後、管理建築士講習を受講修了したものでなければなりませんとされました。

管理建築士講習は、管理建築士になろうとする建築士が受講するもので、定期的に参加する必要はありません。

### 平成30年度の講習予定

2018年 9月8日(土)	2019年 3月9日(土)
---------------	---------------

## NPO法人 埼玉土建建築支援センター

〒331-0811 埼玉県さいたま市北区吉野町2-220-3

Tel 048-669-1551

Fax 048-669-1550